

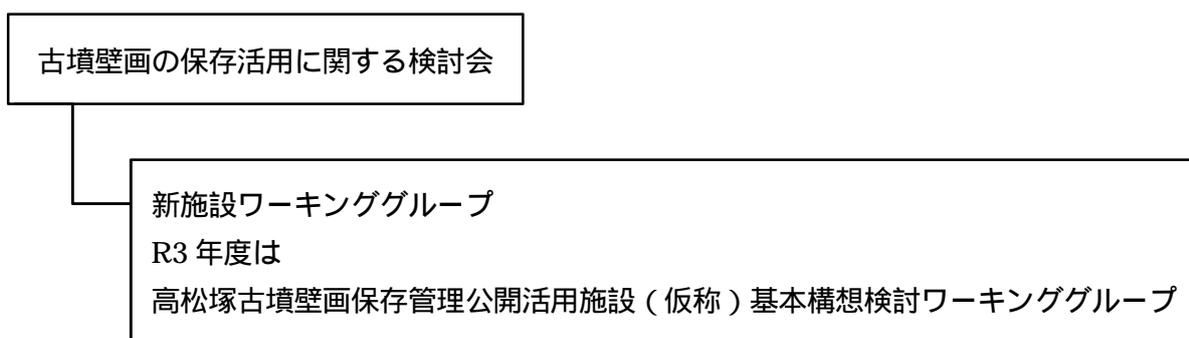
令和3年度以降の新施設に係る検討について

令和2年度には、修理作業の完了した高松塚古墳壁画・石材の保存・活用のための施設の設置に向けた基礎調査として、高松塚古墳や古墳壁画を巡る周辺環境や目指すべき将来像、そのために考え得る取組等について幅広く情報収集を行った。

令和3年度には、新施設の整備に向け、必要な調査を行い基本構想の作成を行う。
（検討項目として事業活動、立地や施設、展示の基本的な考え方などについて整理を行う）

1. 体制

検討会の下に作業部会としてワーキンググループを設置



2. スケジュール

令和3年度には、ワーキンググループを4回程度開催し、その経過報告を本検討会（2回程度開催予定）で行い、基本構想の取りまとめを行う。

古墳壁画の保存活用に係る調査研究について

平成22年4月1日

文化庁長官決定

一部改正 平成24年7月2日

一部改正 平成27年3月2日

一部改正 平成29年6月12日

一部改正 平成30年10月1日

一部改正 令和3年3月22日

1. 目的

高松塚古墳壁画及びキトラ古墳壁画の適切な保存活用を行うために必要な事項等を調査研究する。

2. 調査研究事項

- (1) 高松塚古墳壁画の保存活用に関する事項
- (2) キトラ古墳壁画の保存活用に関する事項
- (3) その他古墳壁画に関する事項

3. 実施方法

- (1) 2. の調査研究を行うため、有識者で構成する「古墳壁画の保存活用に関する検討会」（以下「検討会」という。）を置く。
- (2) 高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）の設置に関する検討等について専門的に調査研究するため、検討会に新施設ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。
- (3) 検討会及びワーキンググループの委員は、2. に関する学識経験者等のうちから、文化庁長官が委嘱する。
- (4) ワーキンググループは、検討会の委員のほか専門委員をもって構成する。
- (5) 検討会及びワーキンググループは、互選により座長を選出する。座長に事故があるときは、あらかじめその指名する副座長が、その職務を代理する。
- (6) 検討会及びワーキンググループには、必要に応じて委員以外の学識経験者等の出席を求めることができる。

4. 庶務

この調査研究に関する庶務は、文化資源活用課古墳壁画室が行う。